

地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（案）

地方公務員共済組合連合会定款（昭和59年4月1日制定）の一部を次のように変更する。

第2条中「第94条の2第2項」を「第94条の2第1項」に改める。

第21条第3項中「負担」の次に「並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第113条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）の負担」を加える。

第23条中「第11条の16第2項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第2条の2第1項又は第2項の規定により、総務大臣の承認を受けた額」を「第11条の5の2の規定により、連合会の事務に要する費用の額から法第113条第4項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額」に改める。

附則第3項中「「基礎年金拠出金の負担」」を「「を含む」」に、「「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担」」を「「並びに年金保険者拠出金の負担及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）の負担を含む」」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成23年12月22日から適用する。ただし、第23条の変更規定は、平成24年4月1日から施行する。

(定款変更の理由)

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第167号）により、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）が改正され、長期給付に要する資金が不足している地方公務員共済組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。）からの請求に基づき、長期給付資金から交付する額の算定方法が改正されたこと及び長期給付経理から業務経理に資金を繰り入れるための適用条文が改正されたこと等に伴い、当連合会に係る規定の整備を行う必要があるため、定款の一部を変更するものである。

地方公務員共済組合連合会定款の一部変更新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第2条 連合会は、法第3条第1項及び第2項に規定するすべての地方公務員共済組合(以下「組合」という。)並びに法第27条第1項に規定する全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)の長期給付に係る業務(国民年金法(昭和34年法律第141号)第94条の2第1項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担に関する業務を含む。次条第1項第1号において同じ。)の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うこととを目的とする。</p> <p>(長期給付積立金)</p> <p>第21条 1・2 (略)</p> <p>3 連合会は、令第21条の2の規定により組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、市町村連合会。以下次条において同じ。)の請求に基づ</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 連合会は、法第3条第1項及び第2項に規定するすべての地方公務員共済組合(以下「組合」という。)並びに法第27条第1項に規定する全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)の長期給付に係る業務(国民年金法(昭和34年法律第141号)第94条の2第2項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担に関する業務を含む。次条第1項第1号において同じ。)の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うこととを目的とする。</p> <p>(長期給付積立金)</p> <p>第21条 1・2 (略)</p> <p>3 連合会は、令第21条の2の規定により組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、市町村連合会。以下次条において同じ。)の請求に基づ</p>

変更後	変更前
<p>き、当該組合の長期給付（基礎年金拠出金の負担並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（<u>法第113条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。</u>）の負担を含む。）に要する資金が不足していると認められるときは、必要な資金を長期給付積立金から当該組合に交付する。</p> <p>（資金の繰入）</p> <p>第23条 連合会は、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）<u>第11条の5の2の規定により、連合会の事務に要する費用の額から法第113条第4項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として長期給付経理から業務経理に繰り入れることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例）</p>	<p>き、当該組合の長期給付（基礎年金拠出金の負担</p> <p>を含む。）</p> <p>に要する資金が不足していると認められるときは、必要な資金を長期給付積立金から当該組合に交付する。</p> <p>（資金の繰入）</p> <p>第23条 連合会は、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）<u>第11条の16第2項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第2条の2第1項又は第2項の規定により、総務大臣の承認を受けた額を限度として長期給付経理から業務経理に繰り入れることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例）</p>

変 更 後	変 更 前
<p>3 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第2条中「の負担に関する業務」とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）の負担に関する業務」と、第3条第1項第2号中「に係る負担を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金に係る負担を含む」と、同項第5号中「を納付」とあるのは「及び年金保険者拠出金を納付」と、第21条第1項中「基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」と、同条第3項中「を含む」とあるのは「並びに年金保険者拠出金の負担及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）の負担を含む」とする。</p>	<p>3 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第2条中「の負担に関する業務」とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）の負担に関する業務」と、第3条第1項第2号中「に係る負担を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金に係る負担を含む」と、同項第5号中「を納付」とあるのは「及び年金保険者拠出金を納付」と、第21条第1項中「基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」と、同条第3項中「基礎年金拠出金の負担」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担」とする。</p>